

## 年度計画の自己評価について

【個別目標】⇒別紙1参照

- ① まずは、表中の基準に応じて自己評価を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた目標については、その影響を踏まえ、

(1)小項目内の個別目標に対する基準  
①個別目標に対する基準

	数値目標	定性的な目標
V→5点	特段の成果が認められる場合	特段の成果が認められる場合
IV→4点	定量的目標数値の達成度(目標対比)が相当程度上回る場合 ・目標が501件以上の場合 → 達成度(目標対比)が105%～ ・目標が101件以上500件以下の場合 → 達成度(目標対比)が110%～ ・目標が100件以下の場合 → 達成度(目標対比)120%～	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合
III→3点 (基準)	年度計画を順調に実施している場合 ・達成度(目標対比)が90%以上	年度計画を順調に実施している場合 ・年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している。
II→2点	年度計画を十分に実施できていない場合 ・達成度(目標対比)が90%未満	年度計画を十分に実施できていない場合
I→1点	特段の支障が認められる場合	特段の支障が認められる場合

【重点取組項目】⇒別紙2参照

- ① まずは、表中の基準に応じて、達成基準の自己評価を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた達成基準については、その影響を踏まえ、自己評価を再度行う。
- ③ ①および②の自己評価に基づき、重点取組項目の評価を決定する。

②重点取組項目に対する基準

	達成度合
V(6点にアップ)	特段の成果が認められる場合
IV (V評価(5点)にランクアップ)	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合 ● 達成基準に定性的な目標を設定している場合、目標を相当程度上回る成果が認められる。 ● 達成基準に数値目標を設定している場合、以下の基準でIV評価相当とみなす。 ・目標が501件以上の場合 → 達成度(目標対比)が105%～ ・目標が101件以上500件以下の場合 → 達成度(目標対比)が110%～ ・目標が100件以下の場合 → 達成度(目標対比)120%～ ● 達成基準に複数項目を設定している場合、全ての目標がIII評価以上であり、かつIV評価の項目を含んでいる。
III (IV評価(4点)にランクアップ)	年度計画を順調に実施している場合 ● 達成基準に定性的な目標を設定している場合、年度計画を達成している。 ● 達成基準に数値目標を設定している場合、達成度(目標対比)が100%以上。 ● 達成基準に複数項目を設定している場合、全ての目標がIII評価である。
II (III評価(3点)にランクアップ)	年度計画を十分に実施できていない場合 ● 達成基準に定性的な目標を設定している場合、年度計画を達成していない。 ● 達成基準に数値目標を設定している場合、達成度(目標対比)が100%未満。 ● 達成基準に複数項目を設定している場合、1つでもII評価が含まれている。
I (II評価(2点)にランクアップ)	特段の支障が認められる場合



各項目を点数化し、平均値で区分。

平均値を出し、区分に応じて評価を決定する方法は変えません。

(2)小項目に対する基準

V	特段の成果が認められる場合(4.3点～)
IV	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合(3.5点～4.2点)
III	年度計画を順調に実施している場合(2.7点～3.4点)
II	年度計画を十分に実施できていない場合(1.9点～2.6点)
I	特段の支障が認められる場合(～1.8点)

ただし、特筆すべき実績や、やむを得ない事情などがあれば、これらも勘案した上で最終的な評価を決定する。

● 数値目標の場合

令和2年度計画	令和2年度実績			
	実績	自己評価①	自己評価②	理由
クリニカルパス適用率 計画値 78.5%	実績 78.5% (達成度100.0%)	Ⅲ		(新型コロナウイルス感染症による影響がなかった計画は再度、自己評価を行う必要はありません。)
病床利用率 計画値 84.0%	実績 70.0% (達成度83.3%)	Ⅱ	Ⅲ	○月○日～○月○日の間、新型コロナウイルス感染症の対応のため、○床が一般診療として使用できなかった。達成度は90%未満であるものの、前述の状況および一般診療には適切に対応してきたことから、センターとして自己評価はⅢ評価(年度計画を順調に実施している場合)として判断した。

【手順1】実績を踏まえて、まずは基準に基づいた自己評価を行う。

【手順2】  
新型コロナウイルス感染症が実績に影響を及ぼしたと認められる場合、その影響を踏まえた自己評価②を記載。  
・取組がV～I評価のいずれとみなせるか判断いただき、評価を記入すること。

自己評価②の基準  
V評価: 特段の成果が認められる場合  
IV評価: 年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合  
Ⅲ評価: 年度計画を順調に実施している場合  
Ⅱ評価: 年度計画を十分に実施できていない場合  
I評価: 特段の支障が認められる場合

● 定性的な目標の場合

令和2年度計画	令和2年度実績			
	実績	自己評価①	自己評価②	理由
・ 大阪DMAT研修にインストラクターとして参加し、大阪DMAT隊員の更なる技能維持向上に努める。	・ 大阪DMAT研修にインストラクターとして参加し、研修を実施した。	Ⅲ		(新型コロナウイルス感染症による影響がなかった計画は再度、自己評価を行う必要はありません。)
・ 患者やその家族が安心して療養生活を過ごせるよう、地域医療機関との相互連携を強化するとともに、地域医療機関への訪問活動や講演会等を充実させる。	・ 地域医療機関との連携のため、オンラインによる講演会等を開催した(月2～3回)。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、訪問活動は実施できなかった。	Ⅱ	Ⅲ	・ 訪問活動は実施できなかったものの、オンラインを用いた講演会やセミナーを積極的に開催し、地域医療機関との強化に取り組んだことから、センターとして自己評価はⅢ評価(年度計画を順調に実施している場合)として判断した。
・ 基幹災害医療センターとして、災害医療コーディネーターを育成するための研修会において、指導的立場で参加運営する。また、医師会や保健所を含めた各機関との災害訓練を行う。	・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各機関との災害訓練は中止となった。	Ⅱ	—	新型コロナウイルス感染症の影響によって、計画が未実施となった場合は、評価対象外とする。

【手順1】実績を踏まえて、まずは基準に基づいた自己評価を行う。

の自己評価を点数化して、平均値を算出し、小項目の評価を決定する。

■ 達成基準に数値目標を設定している場合

計画内容	達成基準	令和2年度実績				評価の考え方	評価結果
		実績	自己評価		未達成の理由・今後の対応		
例① 救急車搬入患者数 令和2年度目標 10,000件以上	救急車搬入患者数 10,000件以上	救急車搬入患者数：8,000件 (達成度：80%)	自己評価①	II	理由 ・ 〇月～〇月の間、新型コロナウイルス感染症の対応のため、三次救急・二次救急の受入れを制限していたため、計画を下回った。 達成度はII評価であるが、やむを得ない要因によって目標未達となったこと、また、制限を解除した際は通常通り業務を行っていることから、III評価相当（年度計画を順調に実施している場合）と判断した。	新型コロナウイルス感染症による影響が認められることから、自己評価②を妥当と判断し、III評価とみなす	III評価 ↓ IV評価へランクアップ
			自己評価②	III			
例② 糖尿病ケアチームを中心としたチーム医療の充実を図るとともに、高度肥満糖尿病患者への肥満外科手術を推進する。	肥満外科手術施行件数 12件以上	肥満外科手術施行件数：6件 (達成度：50%)	自己評価①	II	理由 ・ 手術の対象となる患者がいなかったため。	達成度が100%未満なのでII評価	II評価 ↓ III評価へランクアップ
			自己評価②	III			

【手順1】  
実績を踏まえて、まずは基準に基づいた自己評価を行う。

【手順2】  
新型コロナウイルス感染症が実績に影響を及ぼしたと認められる場合、その影響を踏まえた自己評価②を記載。  
・ 取組がV～I評価のいずれとみなせるか判断いただき、評価を記入すること。  
・ なぜその評価と判断したのか、必ず理由を記載すること

の自己評価を基に、重点取組項目の評価を決定する。

- 自己評価②の基準
- V評価：特段の成果が認められる場合
  - IV評価：年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合
  - III評価：年度計画を順調に実施している場合
  - II評価：年度計画を十分に実施できていない場合
  - I評価：特段の支援が認められる場合

■ 達成基準に定性的な目標を設定している場合

計画内容	達成基準	令和2年度実績				評価の考え方	評価結果
		実績	自己評価		未達成の理由・今後の対応		
例③ 入院リハビリテーションにおいては、患者1人当たり1回のリハビリテーション実施単位数の増加および土日リハビリテーションの実施を目指す。	急性期病棟入院患者1人当たり脳血管疾患等リハビリテーション（理学療法士によるもの）実施単位数：1.44単位以上	急性期病棟入院患者1人当たり脳血管疾患等リハビリテーション（理学療法士によるもの）実施単位数：1.58単位 (達成度：110%)	自己評価①	III	理由 ・ 新型コロナウイルス感染症による影響がなかった計画は再度、自己評価を行う必要はありません。)	達成基準の2点目については、新型コロナウイルス感染症による影響が認められることから、自己評価②を妥当と判断し、III評価とみなす。よって、全ての達成基準がIII評価であることから、III評価。	III評価 ↓ IV評価へランクアップ
			自己評価②	III			
	12階東病棟における土日リハビリテーションの実施体制の構築	土曜日の実施体制は構築できたが、日曜日の体制を構築することが出来なかった。	自己評価①	II	理由 ・ 新型コロナウイルス感染症の対応のため、〇月から医療スタッフの配置換えを行ったことから、土日両日の体制構築は困難であった。しかしながら、土曜日の実施を可能とし、また来年度からは日曜日にも実施できる体制を整えたことから、III評価相当（年度計画を順調に実施している場合）が妥当と判断した。		
			自己評価②	III			

の自己評価を基に、重点取組項目の評価を決定する。

## 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績及び 中期目標期間における業務実績の自己評価について

### 1. 第3期中期目標期間に関する機構の自己評価について

#### (1) 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の自己評価について

- 当該期間中の「年度評価結果（H28～H30）」及び「中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度（R01）における業務実績の自己評価」を踏まえ、中期目標の大項目ごとに評価を行う。「中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度における業務実績」及び「中期目標期間終了時に見込まれる業務実績」の評価基準は下記表のとおり。

#### (2) 中期目標期間における業務実績の自己評価について

- 当該期間中の「年度評価結果（H28～R01）」及び「中期目標期間の最終年度（R02）における業務実績の自己評価」を踏まえ、中期目標の大項目ごとに評価を行う。「中期目標期間の最終年度における業務実績」及び「中期目標期間における業務実績」の評価基準は下記表のとおり。

《表：大項目ごとの自己評価基準》

	(1) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度における業務実績 (2) 中期目標期間の最終年度における業務実績	(1) 中期目標期間終了時に見込まれる業務実績 (2) 中期目標期間における業務実績
S	特筆すべき進捗状況（特に認める場合）	特筆すべき達成状況。
A	計画どおり（すべての小項目の自己評価がⅢ～Ⅴ）	目標どおり達成。
B	おおむね計画どおり（Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上）	おおむね目標どおり達成。
C	やや遅れている（Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満）	目標を十分には達成できていない。
D	重大な改善事項あり（特に認める場合）	法人の組織、業務等に見直しが必要。

（評価決定イメージ）

#### ●上記（1） 第3期中期目標期間評価の場合

	H28	H29	H30	R01		R02 (自己評価)	⇒	見込評価 (自己評価)	判断理由
例①	A	A	A	A	+	A	⇒	A	毎年度目標を達成している状態であるため
例②	A	A	A	A	+	B	⇒	A	当該期間中、ほぼ毎年度目標を達成している状態であるため

※ H28～H30 の年度評価結果は評価委員会 or 大阪府知事によるもの

【参考1】 地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

※ 平成30年度の地独法改正により、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の自己評価を実施することが定められた。第1期及び第2期中期目標期間では、自己評価は実施していない。

【参考2】 大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方（抜粋）

3 評価の方法

(2) 中期目標期間見込評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

① 法人による自己評価・自己点検

事業の実施状況について、法人が自己評価・自己点検を行う。

② 項目別評価（大項目評価）

知事は、各事業年度評価の結果及び見込を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、別表6に掲げる基準に基づき評価を行う。

③ 全体評価

知事は、項目別評価の結果及び見込を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

(3) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

① 法人による自己評価・自己点検

事業の実施状況について、法人が自己評価・自己点検を行う。

② 項目別評価（大項目評価）

知事は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、別表6に掲げる基準に基づき評価を行う。

③ 全体評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

【参考3】 これまでの大項目の評価結果

大項目		年度	評価委員会 or 大阪府知事の評価		機構の自己評価
1	府民に提供するサービス その他の業務の質の向上	H28年度	A	計画どおり進捗	全ての小項目でⅢ評価以上 (計画を順調に実施)
		H29年度	A		
		H30年度	A		
		R01年度	A		
2	業務運営の改善及び効率化	H28年度	A	計画どおり進捗	全ての小項目でⅢ評価以上 (計画を順調に実施)
		H29年度	A		
		H30年度	A		
		R01年度	A		

※ 年度事業評価の場合、機構は小項目評価（29項目）のみⅠ～Ⅴの段階で評価することとなっており、大項目評価の自己評価を行う必要はない。